

【生徒心得】

三重県立松阪工業高等学校

この規定は、「安心・安全な学校」、「進路実現・進路保障」、「社会が求める人材」の継続的な実現を目的とする。そのためには、就職試験や進学試験に挑む端正かつ衛生的な姿を平素から整え、松阪工業生として、社会から信頼される行いを常に心がけなければいけない。

【服装】

標準型学生服着用の場合

〈冬服〉 黒色の標準型学生服とする(ただし体型にあったものを着用すること)。

学校指定のボタン、右の襟に校章、左の襟にルーム章をつけること。

〈夏服〉 本校指定の校章(学年指定色)入りカッターシャツを着用すること(長袖・半袖可)。

ブレザー・スカート又はスラックス着用の場合

〈冬服〉 黒無地テーラーカラー(裏地も同色)のブレザーと同色のひだスカート又は本校指定のスラックス、本校指定の校章(学年指定色)入りカッターシャツとする。

布・レザー等の黒の台に上側に校章、下側にルーム章をつけ、左胸につける。

〈夏服〉 本校指定の校章(学年指定色)入りカッターシャツを着用すること。(長袖・半袖可)

その他

- ① 夏服使用期間は6月～9月とし、移行期間を設ける。
- ② 冬服から夏服移行期間・夏服期間・夏服から冬服移行期間はカッターシャツの上に本校指定のセーター・ベストを着用しての登下校及び校内での着用を認める。但し、冬服期間は必ず登下校時学生服・ブレザーを着用すること(校内ではセーター・ベストのみ可)。
- ③ 長袖カッターシャツの袖口を折る場合は、きちんと折って着用すること。
- ④ 靴は運動靴か黒または茶色の革靴を使用すること(ブーツ等高校生としてふさわしくない靴は厳禁)。
- ⑤ 靴下は白・黒・紺色等派手でないものとする。
- ⑥ スリッパは学校指定のもの(学年指定色)を使用すること。
- ⑦ 靴はリュックまたはショルダー型バック等通学に適する物を使用すること。
- ⑧ 防寒具は11月から3月までの期間、登下校時のみ使用を認める。

【頭髪】

- ① 前髪をおろす場合は目にかからないこと。
- ② 異形なものについては認めない。ただし、判断が難しいものについてはその都度協議する。
- ③ 染色・脱色・カール・パーマ・付け毛の加工は認めない。
- ④ 髪飾り・華美な髪留め等の装飾品は認めない。
- ⑤ 過剰な眉毛の加工やひげを伸ばすことは認めない。
- ⑥ 事情がある場合は生徒指導課に届け出て、許可を得ること。

【アクセサリー・化粧】

指輪・ネックレス・ピアス等全ての装飾品は禁止する。
また、化粧やカラーコンタクトレンズも禁止とする。

冬服期間

標準型学生服着用の場合
<冬服>……黒色の標準
型学生服とする。
(ただし体型にあったもの
を着用すること。)



ブレザー・スカート又はスラックス着用の場合
<冬服>……黒無地テーラーカラー(裏地も同色)
のブレザーと同色のひだスカート又は指定スラックス、
本校指定の校章(学年指定色)入りブラウスとする。



夏服期間及び移行期間

<夏服>……本校指定の校章
(学年指定色)入りカッター
シャツを着用すること。
(長袖・半袖可)



<通年>……
本校指定のセーター・
ベストの着用を認める。

<夏服>……本校指定の校章
(学年指定色)入りブラウス
を着用すること。
(長袖・半袖可)



illustrated by Akari Anzai

【自転車通学について】

【許可基準】

- 対象者・・・学校を中心とし、直線で自宅までおおよそ 1km 以上の者
- ・列車通学生は徒歩とする。
 - ・遠距離の者については、安全のため許可しないこともある。

【アルバイトについて】

【平常時】

- ・平常時のアルバイトは、原則禁止とする。しかし、事情がある場合、希望する生徒は「アルバイト許可願い」を生徒指導課に提出する。
- ・生徒指導課の審議を経て、生徒指導課から、担任・生徒・保護者が注意事項の説明を受けた後、「アルバイト申請書」を提出する。

【長期休業時及び3年生2月家庭学習時】

- ・長期休業中及び3年生2月家庭学習中のアルバイトは届け出により認める。また、成績不振教科があった場合、状況に応じ柔軟に対応する。

【携帯電話について】

- ・休憩時間以外の使用は認めない。また授業中は電源を切り鞆の中に入れておく。

【二輪免許取得について】

- ・免許取得は認めない。但し登下校において交通機関の利用が極めて困難な地域からの通学者は「高等学校交通安全指導要項」（三重県教育委員会、令和2年7月9日改訂）により許可することもある。

【自動車学校について】

- ・進路先が決定している3年生で、入校を希望する生徒は許可する。